

# 5 雇用継続給付関係（高齢）

## （1）高年齢雇用継続給付（受給資格確認）

### ① 受給資格

- ・ 60歳以上65歳未満の一般被保険者であること。
- ・ 「被保険者であった期間」が**通算して**5年以上あること。

○通算することができる場合  
離職した日の翌日から再就職した日の前日の期間が1年以内かつ、その間に求職者給付及び就業促進手当を受けていないとき

※60歳到達日に「被保険者であった期間」が5年に満たない場合、5年到達日が要件該当日となります。

### ② 受給資格確認時の必要書類

- ・ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票（「申請者氏名」欄に記名）
- ・ 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書
- ・ **振込先口座確認資料**（本人名義の「普通預（貯）金口座通帳」の写し等）
- ・ **年齢確認書類**（運転免許証、住民票など。マイナンバーの届出がある場合不要）
- ・ 賃金台帳・出勤簿（必要に応じて）

# 5 雇用継続給付関係（高齢）

## ③ 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書 の記載上のポイント

例) 生年月日 S39.7.23 60歳到達（誕生日前日）時点で被保険者であった期間が5年以上ある場合

⑥60歳に達した日等の年月日	令和6年7月22日			⑦60歳に達した者の生年月日	昭和39年7月23日		
⑧ 60歳到達～期間 (60歳に達した日の翌日：7月23日)	⑨	⑩ 賃金支払対象期間	⑪	A	B	計	⑬ 備考欄
6月23日～60歳に達した日等	21日	7月1日～60歳に達した日等	15日				未計算
5月23日～6月22日	21日	6月1日～6月30日	21日	210,000			
4月23日～5月22日	21日	5月1日～5月31日	21日	210,000			
3月23日～4月22日	21日	4月1日～4月30日	21日	210,000			
2月23日～3月22日	21日	3月1日～3月31日	21日	210,000			
1月23日～2月22日	21日	2月1日～2月29日	21日	210,000			
		1月1日～1月31日	21日	210,000			

6  
か  
月  
分  
ま  
で  
記  
載

# 5 雇用継続給付関係（高齡）

## （2）高年齡雇用継続給付（支給申請時）

### ① 支給対象期間に支給された給与を基に計算します。

例1）賃金月末締、翌月10日払いの場合

支給対象年月：5月、6月 … 5月支給（4月締）、6月支給（5月締）

例2）賃金20日締、当月末日払いの場合

支給対象年月：5月、6月 … 5月支給（5月締）、6月支給（6月締）

### ② みなし賃金（減額）にご注意ください。

- 本人の責めに帰すべき理由（本人都合による欠勤・遅刻・早退・懲戒など）
- 疾病又は負傷、妊娠、出産、育児、介護、他（同盟罷業、怠業、争議行為等）
- **事業所の休業**

上記理由により、賃金の減額対象となった日がある場合は、支給対象月に支払われた賃金に減額部分の金額を加算した金額「みなし賃金額」へ記載します。この場合、

**「みなし賃金額」が支払われたものとみなして賃金低下の判断をします。**

つきましては、支給申請書の19・20・21欄にみなし賃金の算出方法など記載するようお願いいたします。

# 5 雇用継続給付関係 (高齡)

## STUDY①

例) 日給月給者 (基礎日数 25日) で、基本給 25万円・皆勤手当 1万円の方が、1日欠勤をした場合

月額 25万 → 支給額 24万円  
(26万 - 1万 - 1万 = 24万)

欠勤 1日  
1万円減額

皆勤手当  
1万円減額

- 「支給対象年月に支払われた賃金額」 : 240,000円
- 「賃金の減額があった日数」 : 1日
- 「みなし賃金額」 : **260,000円**

みなし賃金額は  
基本給以外の  
給与も含まれます

## STUDY②

例) 日給月給者 (基礎日数 25日) で、基本給 25万円の方が1日休業して、休業手当 6千円支給された場合

月額 25万 → 支給額 24万円  
25万 - 1万 = 24万

欠勤 1日  
1万円減額

- 「支給対象年月に支払われた賃金額」 : 246,000円
- 「賃金の減額があった日数」 : 1日
- 「みなし賃金額」 : **250,000円**

休業手当  
6,000円

# 5 雇用継続給付関係 (高齢)

## STUDY③

例) 日額1万円の日給制で所定労働日20日の方が、2日間欠勤、休日出勤を2日した場合

1日10,000円×18日  
→支給額180,000円

欠勤2日  
20,000円

休日出勤

12,500円×2日=25,000円

- 「支給対象年月に支払われた賃金額」 : 205,000円 (18,000+25,000)
- 「賃金の減額があった日数」 : 2日
- 「みなし賃金額」 : **225,000**円 (205,000+20,000)

※この場合、休日出勤ではなく、休日を変更する「振替休日」により欠勤していなければ「みなし賃金額」がなくなります。  
→ポイントは休日出勤し、出勤日を休日とする合意があったか否か。

# 5 雇用継続給付関係 (高齢)

## STUDY④

例) 時間給1,250円・1日8時間勤務、通勤手当1日200円、所定労働日20日の方が2日間欠勤し、2時間遅刻した日が1日ある場合

時給1,250円×142h

→ 支給額177,500円

欠勤2日+2h  
22,500円

通勤手当200円×18日

→ 支給額3,600円

欠勤2日  
400円

- 「支給対象年月に支払われた賃金額」 : 181,100円 (177,500+3,600)
- 「賃金の減額があった日数」 : 3日
- 「みなし賃金額」 : **204,000**円 (177,500+3,600+22,500+400)

# 5 雇用継続給付関係 (高齢)

## STUDY⑤

例) 4月と10月に通勤手当(40,000円6か月分)がまとめて支給される場合

○それぞれの月に割り振ります。

$$40,000\text{円} \div 6 = 6,666.666\dots$$

○各月に割り振りし、端数は最終月に割り振る

4月	6,666円	5月	6,666円	6月	6,666円
7月	6,666円	8月	6,666円	9月	6,670円 (端数の4円含む)



# 5 雇用継続給付関係（高齢）

## STUDY⑥

例) 月末締め当月末日支払 ⇒ 4月から月末締め翌月10日支払に変更となった場合

3月1日～3月31日締め分 3月31日支払  
4月1日～4月30日締め分 5月10日支払 → 4月に支払われる賃金額なし

○変更後の支払われた賃金（5月分支払額）を、支払のない月に支払われた賃金とする。

	3月	4月	5月	6月
支給額	300,000 (3月締分)	0	250,000 (4月締分)	260,000 (5月締分)
申請書記入	300,000	250,000	250,000	260,000

## STUDY⑦

例) 月末締め翌月10日支払 ⇒ 4月から月末締め当月末日支払に変更となった場合

3月1日～3月31日締め分 4月10日支払  
4月1日～4月30日締め分 4月30日支払 → 4月に2か月分の賃金額あり

○そのまま2か月分（4月10日支払、4月30日支払）を記載する。



# 5 雇用継続給付関係 (高齢)

令和7年  
4月施行

## (3) 令和7年4月1日以降の制度改正

現  
行

60歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年以上となった日、以下同）以降の支給率は、賃金の低下率が61%以下の場合は賃金額の15%、低下率が61%超75%未満の場合は支給対象月に支払われた賃金額（みなし賃金額）が増える程度に応じ15%から一定の割合で減じた率、低下率が75%以上の場合は0%となります。



新  
制  
度

**令和7年4月1日以降に60歳に達した日を迎えた方の支給率は、賃金の低下率が64%以下の場合は賃金額の10%、低下率が64%超75%未満の場合は支給対象月に支払われた賃金額（みなし賃金額）が増える程度に応じ10%から一定の割合で減じた率、低下率が75%以上の場合は0%となります。**

※支給限度額・最低限度額の扱いは変わりません。

※令和7年3月31日以前に60歳に達した日を迎えた方は、従来どおりの支給率15%のままです。

# 5 雇用継続給付関係（介護）

## （4）介護休業給付

### ① 受給資格

- ・ 家族介護のため、「介護休業」を取得した被保険者であること。
- ・ 介護休業開始日の前2年間に、「みなし被保険者期間」が12か月以上あること。

期間雇用者のみ

→同一事業主のもとで1年以上雇用が継続していること

- ・ 介護休業開始予定日から起算して93日経過日から6か月経過日までに労働契約が満了することが明らかでないこと

令和4年  
4月改正

### ② 提出書類

- ・ 介護休業給付金支給申請書（「申請者氏名」欄に記名）
- ・ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- ・ 振込先口座確認資料（本人名義の「普通預（貯）金口座 通帳」の写し等）
- ・ 介護休業申出書
- ・ 介護対象者の氏名・性別・生年月日と介護対象者との続柄確認書類（住民票、戸籍謄本等）
- ・ 賃金台帳・出勤簿等（必要に応じて）

↓同居の場合 ↓同居していない場合